第３７回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

第３６回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議　事　概　要

議　題　「利用しやすい釧路地方家庭裁判所」

１　開催日時

平成３１年２月７日（木）午後１時３０分から午後３時３０分まで

２　開催場所

釧路地方・家庭裁判所第１会議室

３　出席者等

(1)　地方裁判所委員会委員

池田いずみ，尾崎寛生（兼務），金原いれいね，齋藤道俊，佐藤徳文，鈴木紀子，平山栄嗣，本多知成（兼務）（５０音順・敬称略）

(2)　家庭裁判所委員会委員

伊藤靖代，尾崎寛生（兼務），河井龍子，北山幸徳，小林謙介，中村達人，那知哲，本多知成（兼務），本川敬一，安川禎亮，山田健（５０音順・敬称略）

(3)　裁判所（説明者）

村上奉文（地方裁判所事務局長），石田有二（家庭裁判所事務局長），宮木隆壽（民事首席書記官），佐々木克巳（刑事首席書記官），千葉博志（家裁首席書記官），矢代龍雄（首席家裁調査官）

(4)　庶務

山本清史（地方裁判所事務局総務課長），新井啓介（地方裁判所事務局総務課課長補佐），久保卓朗（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

４　議事概要

(1)　新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員及び家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が

委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

(2)　裁判所からの説明等

裁判所から，別添の配布資料をもとに釧路地家裁管内における事件処理状況及び工夫例等の説明を行い，テレビ会議システムの実演を行った。実演後，機器の特性及び使用方法に対する質問があり，回答した。

(3)　意見交換

裁判所からの説明についての感想及び質問を交え，各委員が所属する組織・団体等における取組を紹介してもらい，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨」のとおり。）。

(4)　次回開催日時及び議題

平成３１年７月８日（月）午後１時３０分から午後３時３０分まで

議題　「裁判員裁判」

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

（別紙）

発　言　要　旨

委　員：　釧路地方検察庁は，裁判所と同様，管轄地域が広く，裁判員裁判は釧路本庁のみで行われるため，捜査段階で検察官が各支部に出張したり，公判のために各支部から釧路へ出張したりしている。

委　員：　国民の権利には「裁判を受ける権利」というものがあり，どこに住んでいても同じ司法サービスを受けることができるというのが弁護士会では理想と考えている。弁護士会の活動としては，「ゼロワン地域の解消」というものがあり，これは，裁判には原告と被告など当事者が少なくとも２名以上いるので，各支部においても２名以上の弁護士が必ずいるようにし，弁護士の人数が０（ゼロ）又は１（ワン）という状態を無くす活動である。具体的には，中標津，北見，根室，最近では本別にも「ひまわり基金事務所」という弁護士会で運営している事務所を設立している。北海道弁護士会連合会も同様に「すずらん基金法律事務所」を弁護士会の会員が資金を出し合って，設立，運営を行っている。

労働審判手続は，裁判官と使用者側及び労働者側の各労働審判員の合計３名で労働事件を解決する手続であり，短期間で納得性の高い解決のできる良い手続でよく利用している。しかし，この手続は，釧路本庁でしか取り扱っていない。そこで，帯広支部や北見支部でも実施してもらいたいと考え，日弁連や道弁連，釧路弁護士会の総がかりで運動を行い，市町村にも決議等を行ってもらったが，落選してしまったという現状である。

帯広支部から釧路地方裁判所までは約１２０キロメートルあるため，同手続を利用するには弁護士費用，例えば，日当や交通費を要することになり，当事者の経済的負担が増え，使い勝手の良い手続であるにもかかわらず，「利用しない」という障害事由となってしまう。人口は少ないかもしれないが広い管内であるため，使い勝手の良い同手続を利用で

きるようにしたい。

また，標津は，養育費及び離婚などの相談が多く，民事調停や訴訟の事件数も多い。しかし，開廷数は，標津簡易裁判所では２泊３日の月１回，釧路家庭裁判所標津出張所では１泊２日の月１回である。中標津には三つの弁護士事務所ができ，弁護士数も増えてきていることから，期日の選択肢が少ないと期日が伸びてしまう可能性があるため，標津簡易裁判所及び釧路家庭裁判所標津出張所の機能を充実してもらいたいと考えている。

さらに，帯広簡易裁判所で判決が出た事件の控訴事件を扱うのは釧路本庁のみであり，釧路と帯広とでは差があると感じている。

委　員：　標津の裁判所は事件数が非常に多いので，開廷日数を増やしていただきたい。

労働審判の事件数について，釧路は少ないのではないかとの考えもあるが，それは釧路本庁でしか行えないからであり，労働審判を申し立てることができず，通常訴訟などにおいて労働事件を解決している案件も多数ある。帯広や北見で労働審判を扱うことができれば，労働審判の事件数は増えていくと思われる。

委　員：　民事裁判における電話会議システム又はテレビ会議システムの利用の実情としては，当事者の主張整理，争点整理を行う弁論準備手続の中で電話会議システムが非常に良く活用されている。テレビ会議システムは最寄りの裁判所へ出廷する必要があるが，電話会議システムは弁護士であれば弁護士事務所等に居ながら電話で主張整理等を行うことができる。釧路は，相手方の所在が札幌，帯広又は北見といった遠方の事件も多いため，電話会議システムを利用する割合は他の地域よりも多く，約４割から５割の事件で電話会議システムを利用している。私の前任地である大阪では，大阪はもちろん，京都又は神戸からでも大阪の裁判所に出廷することが多く，電話会議システムの利用頻度は少なかった。恐らく東

京も同様である。

委　員：　法改正により刑事裁判においてテレビ会議システムを利用して証人尋問を行うことができるようになり，釧路本庁及び北見支部で実施した事例が各３件ある。また，家庭裁判所の事件についても，親権者変更調停事件，離婚調停事件において，申立人が釧路で，相手方が札幌や大阪でテレビ会議システムを接続して調停手続を行った事例がある。さらに，釧路家庭裁判所標津出張所でも同様に，申立人が同出張所で，相手方が札幌又は釧路でテレビ会議システムを利用した事例があるという報告を受けている。

委　員：．テレビ会議システムの設置当初である平成１０年ころは，ＩＳＤＮの３回線を利用していたとのことであるが，その後のインターネットの普及で画像及び音声の質が向上したと思われる。尋問などにおいて，「昔は画像が悪くて裁判官の心証が取れなかった」，「最近は裁判官の心証は比較的取りやすくなった」ということがあるのかを伺いたい。

また，労働審判手続は本庁のみで行えるということであるが，帯広の会社と同会社の従業員が争う労働審判事件について，両当事者が帯広の裁判所にいながらテレビ会議システムを利用して，釧路本庁とつないで手続を行うことはできないのかを伺いたい。

委　員：　裁判官の心証の点については，画像はクリアになってきているが，経験上，証人等の表情を読み取る必要があるような事案については，出廷して尋問を行うことが多いと思われる。主にテレビ会議システムを利用するケースとしては，遠方にいる専門家や鑑定人などを尋問する場面が多いと思われる。ただ，画像は良くなってきているので裁判官の心証という点については問題ないものと考える。

委　員：　「厳密にどういう色であったか」などシビアに争う事案ではテレビ会議システムで尋問を行うことが相当であるか検討を要する。これまで私が経験した３件については，色の見え方などが問題となる事案ではなか

ったため，特段問題とはならなかった。

委　員：　労働審判事件については，申立人及び代理人が帯広の裁判所で，相手方，裁判官及び労働審判員が釧路の裁判所でテレビ会議システムを利用して手続を行った実例はある。

委　員：　現在，両当事者が遠隔地の裁判所で，裁判官及び労働審判員のみが釧路の裁判所で手続を行うことは当日行う手続によってはできない場合がある。その場合は，当事者の一方が釧路の裁判所へ出廷しなければならない。ただ，ＩＴ機器の進歩等により，今後，変わっていくかもしれない。

委　員：　労働審判は１回目の期日が重要であると言われ，１回目の期日には申立人も相手方も釧路の裁判所に行って裁判官や労働審判員と会って直接話したいと考える。しかし，２回目の期日は両当事者が帯広である場合には釧路に赴かなくても，テレビ会議システムを利用しても良いのではないかと考える。

委　員：　小中学校では，海外の学校とのやり取りは，昔は文通やメールなどであったが，現在はインターネット回線を利用してテレビ会議を行っている。ただ，海外の学校とは時差があり，回線も遮断されることが多く，また，言語の違いもあって聞き取りづらく，子どもたちが利用するのは難しい。

書画カメラについては，私の所属する小学校にはすべての教室に設置してあり，参観日などで生徒が発表する際，書画カメラを利用し，プロジェクター又はモニターに生徒のノートをそのまま投影するなどして有効活用している。

委　員：　私の所属している大学は，釧路，札幌，旭川，岩見沢，函館と道内に五つのキャンパスが存在し，会議はほとんどテレビ会議システムを利用して行っている。

また，私の所属している大学院では，双方向型のテレビ会議システム

を利用して授業を行っている。私は，生徒指導及び教育相談の分野の授業を担当し，特にカウンセリングを扱う場面ではノンバーバル・コミュニケーション（言葉以外の情報を基に相手の心情を読み取るコミュニケーションの一つ）が重要であり，テレビ会議システムの解像度も重要となる。

委　員：　当社では，社員パソコンのインターネットを経由して，画面上のファイルを共有しながら会議を行うことができるというシステムを導入していて，会社としても，出張等の移動にはガソリン等を使用するので，CO_2の削減のためにテレビ会議システムや電話会議システムの利用を促進している。

電話会議については，パスワードを入力すると，何十，何百の拠点が参加して会議を行うことができるシステムがあり，先般の地震において，主催者が会議を立ち上げ，各拠点が参加し，状況の把握など情報を逐次共有していくということに利用された。この方法は，特別な機械が無くてもある番号を使用するという契約のみで，携帯電話からでも会社のビジネスフォンからでもアクセスすることができるシステムである。災害時には電話会議システムは欠かせないものである。

また，当社は，セキュリティの関係で，特にメールやファクシミリの誤送信などに注意していて，送信者が気を付けるのはもちろん，誤送信などをチェックすることができるシステムを導入し，システムと併用して取り組んでいるところである。

さらに，働き方改革の一環で，当社では在宅勤務を進めているところであり，在宅勤務の社員が会社の様子を見ることができるテレビ会議システムを利用し，自宅に居ながらにして会社にいるのと同じように上司や職場の仲間の様子を見ながら話しかけることができる体制を推進している。

委　員：　テレビ会議システムについては，釧路弁護士会では釧路，帯広及び北

見とつないで会議を行い，北海道弁護士会連合会の関係では札幌や旭川と，日本弁護士連合会の関係では東京と接続して会議に参加している。システムの画像についても最近は非常に良くなったという印象である。

委　員：　私は，「利用者が利用しやすい家庭裁判所になっているかという観点から，利用者の意識調査，アンケートを実施したら良いのではないか」という意見であるが，離婚調停事件，相続や遺産分割事件などの当事者から家庭裁判所に対する要望や意見があるのではないかと思われ，アンケート用紙を裁判所に置いて書いてもらうのが良いと考える。

実際に依頼者から聞いた話では，調停成立から１時間くらい待たされたということがあったとのことである。裁判官はいくつかの事件を担当していて多忙であることは理解できるが，できる限り速やかに調停調書を作成するなど小さい子どものいるお母さんなどには配慮していただきたいと考える。このような意見や要望を把握するため，裁判所の利用者へのアンケートを実施したら良いと考えるのでぜひ検討していただきたい。

委　員：　昨年１１月に地家裁委員会の弁護士委員の全国会議があり，テレビ会議システムで参加した。昨年，釧路では各委員の氏名及び所属が公表され，本日の委員会でも事前に資料が配布され，釧路の地家裁委員会の活動評価としては素晴らしい。

委　員：　各委員の氏名及び所属を裁判所のホームページに掲載しているのは日本全国で釧路のみである。さらなる要望として，今回事前配布された資料を議事録に添付した方が一般の方が見ても活動内容が分かるのでぜひ検討していただきたい。

以　上

配布資料

地裁民事事件の概況

釧路地方裁判所管内

事件の種類		庁名	平成26年 新受	平成27年 新受	平成28年 新受	平成29年 新受	平成30年 新受
訴訟事件		釧路	161	169	167	160	160
		帯広	163	159	122	137	143
		網走	24	25	22	25	27
		北見	121	90	72	105	46
		根室	15	25	40	29	34
		計	484	468	423	456	410
労働審判		釧路	5	15	8	12	12
		計	5	15	8	12	12
保全命令		釧路	4	18	20	7	13
		帯広	15	19	10	12	7
		網走	1	1	0	0	3
		北見	9	12	3	4	4
		根室	1	3	4	2	1
		計	30	53	37	25	28
民事執行	配当等手続	釧路	193	192	181	207	233
		帯広	163	162	157	163	159
		北見	157	122	56	51	55
		計	513	476	394	421	447
	不動産執行	釧路	85	91	75	89	57
		帯広	42	41	33	31	23
		北見	30	21	37	23	14
		計	157	153	145	143	94
	債権執行	釧路	482	371	391	396	394
		帯広	287	276	262	267	236
		北見	235	197	195	183	171
		計	1,004	844	848	846	801

※平成30年の数値は速報値である。

配布資料

地裁民事事件の概況

事件の種類		庁名	平成26年 新受	平成27年 新受	平成28年 新受	平成29年 新受	平成30年 新受
破産	自然人	釧路	224	234	231	256	282
		帯広	215	208	173	188	192
		網走	14	19	17	15	31
		北見	61	49	87	89	76
		根室	35	33	46	49	48
		計	549	543	554	597	629
	法人・その他	釧路	17	21	16	28	11
		帯広	10	21	8	3	12
		網走	1	2	5	2	2
		北見	9	8	3	6	3
		根室	1	6	1	5	7
		計	38	58	33	44	35
再生		釧路	1	0	0	0	0
		帯広	0	1	0	0	0
		網走	0	0	0	0	0
		北見	0	0	0	0	0
		根室	0	0	0	0	0
		計	1	1	0	0	0
調停		釧路	0	2	0	0	0
		帯広	1	0	2	0	1
		網走	1	0	2	2	0
		北見	7	3	0	4	0
		根室	0	1	0	0	0
		計	9	6	4	6	1
・小規模個人再生 ・給与所得者等再生		釧路	29	38	35	41	37
		帯広	34	30	46	42	47
		網走	7	2	1	2	4
		北見	6	7	12	21	14
		根室	8	6	8	7	8
		計	84	83	102	113	110
配偶者暴力に関する保護命令		釧路	13	5	7	5	10
		帯広	9	12	8	8	9
		網走	2	1	1	1	0
		北見	3	5	11	5	4
		根室	5	3	2	1	2
		計	32	26	29	20	25

※平成30年の数値は速報値である。

配布資料

簡裁民事事件の概況

釧路地方裁判所管内

事件の種類	庁名	平成26年 新受	平成27年 新受	平成28年 新受	平成29年 新受	平成30年 新受
訴訟事件	釧路	377	293	241	333	288
	帯広	422	409	409	385	401
	本別	14	7	5	11	7
	網走	55	55	42	51	38
	北見	201	221	188	156	155
	遠軽	30	21	23	14	16
	根室	30	32	46	26	20
	標津	44	44	41	40	40
	計	1,173	1,082	995	1,016	965
民事調停	釧路	119	63	67	39	59
	帯広	130	111	99	139	135
	本別	1	5	1	2	3
	網走	45	30	22	26	10
	北見	66	79	57	38	21
	遠軽	9	3	3	1	2
	根室	11	6	6	4	2
	標津	18	17	6	8	10
	計	399	314	261	257	242
和解	釧路	4	2	0	8	4
	帯広	3	2	3	5	7
	本別	0	0	0	0	0
	網走	0	1	0	2	1
	北見	4	3	4	2	1
	遠軽	0	1	0	0	0
	根室	0	1	0	0	0
	標津	0	0	1	2	2
	計	11	10	8	19	15
督促	釧路	409	307	308	340	343
	帯広	373	327	316	397	391
	本別	12	9	14	12	12
	網走	43	53	68	54	50
	北見	176	170	155	166	168
	遠軽	39	18	32	33	21
	根室	47	34	38	31	52
	標津	65	59	69	58	55
	計	1,164	977	1,000	1,091	1,092
保全	釧路	7	1	2	12	4
	帯広	5	3	0	6	2
	本別	0	0	0	0	0
	網走	0	0	0	0	0
	北見	3	2	2	3	2
	遠軽	0	0	0	0	0
	根室	1	0	1	0	0
	標津	0	1	0	0	0
	計	16	7	5	21	8

※平成30年の数値は速報値である。

（刑事１）　　地裁刑事公判請求事件（新受事件）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
釧路本庁	189	230	204	140	130
帯広支部	163	75	136	112	139
網走支部	31	22	19	17	34
北見支部	47	61	49	56	59
根室支部	2	6	1	1	1

※延べ人員である。

（刑事２）　　裁判員裁判事件

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
釧路本庁	2	6	14	15	14
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	1	11	7	4	6

※延べ人員である。
※裁判員対象事件で追起訴を含む。

（刑事３）

添 付 省 略

（刑事４）　　簡裁刑事公判請求事件（新受事件）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
釧路簡	17	4	3	7	7
帯広簡	12	33	26	12	6
本別管	0	0	0	0	0
網走簡	7	7	8	1	6
北見簡	17	16	6	11	12
遠軽簡	0	0	0	1	0
根室簡	0	0	1	0	0
標津簡	2	1	0	0	0

※延べ人員である。

※各表における平成30年の数値は速報値である。

配布資料

家事事件の概況

釧路家庭裁判所管内

事件の種類	庁名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
		新受	新受	新受	新受	新受
別表第一審判事件（子の氏の変更許可，相続放棄，名の変更の許可，後見人の選任，養子縁組の許可等）	釧路	1,473	1,672	1,690	1,820	1,779
	帯広	1,539	1,686	1,862	1,867	1,861
	網走	278	346	329	353	289
	北見	778	854	858	852	818
	根室	155	108	210	154	205
	本別	100	74	109	97	108
	遠軽	165	208	207	160	177
	標津	253	263	266	237	233
	計	4,223	4,666	4,949	5,046	4,952
別表第二審判事件（親権者の変更，養育料の請求，婚姻費用の分担，遺産分割等）	釧路	53	15	34	49	29
	帯広	32	33	49	34	41
	網走	10	0	8	1	15
	北見	15	17	21	15	14
	根室	3	3	5	10	9
	本別	0	3	1	3	0
	遠軽	5	8	2	4	0
	標津	8	5	13	1	3
	計	113	68	117	109	108
別表第二調停事件（親権者の変更，養育費の請求，婚姻費用の分担，遺産分割等）	釧路	171	127	152	142	171
	帯広	182	203	204	202	194
	網走	34	33	47	68	36
	北見	96	115	113	102	120
	根室	16	29	35	28	17
	本別	5	9	10	8	4
	遠軽	15	33	18	12	24
	標津	36	38	37	20	18
	計	499	507	551	542	538
別表第二以外調停事件（離婚や夫婦関係の円満調整等）	釧路	110	120	113	92	115
	帯広	138	155	140	133	159
	網走	29	33	47	21	21
	北見	79	71	76	70	80
	根室	9	17	14	18	11
	本別	2	5	8	3	1
	遠軽	12	14	9	9	10
	標津	30	21	27	23	23
	計	365	396	390	334	386

※平成30年の数値は速報値である。

配布資料

事件の種類	庁名	平成26年 新受	平成27年 新受	平成28年 新受	平成29年 新受	平成30年 新受
人事訴訟事件（離婚訴訟等）	釧路	21	20	10	28	15
	帯広	18	21	25	16	25
	網走	8	2	4	4	1
	北見	10	10	3	5	14
	根室	6	5	4	9	9
	計	63	58	46	62	64

※平成30年の数値は速報値である。

少年事件の概況

釧路家庭裁判所管内

事件の種類	庁名	平成26年 新受	平成27年 新受	平成28年 新受	平成29年 新受	平成30年 新受
一般保護事件	釧路	138	120	80	46	73
	帯広	62	83	80	66	60
	北見	43	33	51	50	43
	計	243	236	211	162	176
道路交通保護事件	釧路	55	46	61	32	27
	帯広	31	37	40	23	28
	北見	21	22	17	22	19
	計	107	105	118	77	74

※平成30年の数値は速報値である。